

委員会提出議案第2号

ロシア連邦によるウクライナ共和国への侵略に断固抗議する決議

我が国を含む国際社会が強く自制を求める中、ロシア連邦は本年2月24日、ウクライナ共和国への軍事侵略を開始し、一般市民を含め多数の死傷者を生んでいることは決して許されるべきものではない。

ロシア軍によるウクライナ共和国への侵略は、国際社会の平和と安全を著しく損なう、断じて容認することができない暴挙であり、ウクライナ共和国に拠点を持つ日本企業をはじめ、現地在留邦人は緊迫した状況におかれている。このような、力による一方的な現状変更は国際秩序の根幹を揺るがすとともに、ウクライナ共和国の主権と領土の一体性を侵害する明白な国際法・国連憲章違反であり、断じて容認することはできない。また、核兵器による威嚇・使用をほのめかす非人道的言動は絶対に看過できない。どこまでも対話による外交によって平和回復への道を探るべきである。

よって、本市議会は、今回のロシア連邦によるウクライナ共和国への侵略に対し強く抗議するとともに、軍の即時撤収、国際法の遵守を強く求める。また、政府においては、関係各国及び国際社会との緊密な連携のもと厳格かつ適切な対応を講じられるよう、強く求める。

以上、決議する。

令和4年3月2日

埼玉県戸田市議会